

平成29年2月28日提出

今治市議会臨時会（第1回）議案

今治市議会臨時会（第1回）議案目次

報告 番号	件名	ページ
1	専決処分について	1
	・今治市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例制定につい	3
	て	
	・損害賠償額の決定及び和解について	7
	・損害賠償額の決定及び和解について	9
	・今治市ひよこ園条例の一部を改正する条例制定について	11
	・損害賠償額の決定及び和解について	15
	・損害賠償額の決定及び和解について	17
	・損害賠償額の決定及び和解について	19
	・損害賠償額の決定及び和解について	21

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成29年2月28日提出

今治市長 菅 良 二

記

- ・今治市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例制定について
- ・損害賠償額の決定及び和解について
- ・損害賠償額の決定及び和解について
- ・今治市ひよこ園条例の一部を改正する条例制定について
- ・損害賠償額の決定及び和解について
- ・損害賠償額の決定及び和解について
- ・損害賠償額の決定及び和解について
- ・損害賠償額の決定及び和解について

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

今治市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年1月18日

今治市長 菅 良 二

「理由」

工場立地法（昭和34年法律第24号）の改正に伴い、字句の整理をしようとするもの。

今治市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例

今治市工場立地法地域準則条例（平成25年今治市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市工場立地法地域準則条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）<u>第4条の2第1項</u>の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）<u>第4条の2第2項</u>の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。</p>

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年1月20日

今治市長 菅 良 二

記

1 和解の相手方

2 事故の概要

平成27年12月15日午後2時頃、本市港湾振興課職員が運転する市有軽四貨物自動車は、市道天保山6号線を直進し、市道天保山7号線との交差点（今治市天保山町一丁目4番地1先）に進入したところ、左側から同交差点に進入してきた相手方所有の軽四貨物自動車と接触し、双方の車両が破損した。

3 損害賠償額

支払額 63,229円

受取額 44,750円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年1月25日

今治市長 菅 良 二

記

1 和解の相手方

2 事故の概要

平成28年12月19日午前8時20分頃、今治港小型フェリー施設に係留していた第二せきぜん車両甲板において、本市関前支所住民サービス課職員が車両誘導を行っていたところ、停止指示が遅れたため、普通乗用自動車の後方に駐車していた相手方所有の普通貨物自動車に接触し、同車両が破損した。

3 損害賠償額

支払額 6,210円

今治市ひよこ園条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年1月25日

今治市長 菅 良 二

「理 由」

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、字句の整理をしようとするもの。

今治市ひよこ園条例の一部を改正する条例

今治市ひよこ園条例（平成24年今治市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市ひよこ園条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(事業)</p> <p>第3条 今治市ひよこ園（以下「ひよこ園」という。）は、障害のある小学校就学前の児童（以下「児童」という。）の健全な成長の増進を図るために必要な、次に掲げる通所支援事業その他の事業を行う。</p> <p>(1) 知的障害及び重度の心身障害を有する児童に対し法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業</p> <p>(2) 略</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 今治市ひよこ園（以下「ひよこ園」という。）は、障害のある小学校就学前の児童（以下「児童」という。）の健全な成長の増進を図るために必要な、次に掲げる通所支援事業その他の事業を行う。</p> <p>(1) 知的障害及び重度の心身障害を有する児童に対し法第6条の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業</p> <p>(2) 略</p>

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年2月7日

今治市長 菅 良 二

記

1 和解の相手方

- 2 事故の概要 平成29年1月1日午前11時頃、相手方所有の普通乗用自動車（今治市東村南一丁目甲48番地先）を走行中、路面の勾配が急であったため同車両下部を路面に擦り、同車両が破損した。

- 3 損害賠償額 支払額 77,000円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年2月9日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方
- 2 事故の概要 平成27年7月25日午後9時頃、近見小学校運動場において、盆踊り大会の後片付け中、櫓が転倒し、同櫓上で作業を行っていた相手方が落下し、右足を負傷した。
- 3 損害賠償額 支払額 7,751,830円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年2月9日

今治市長 菅 良 二

記

1 和解の相手方

2 事故の概要

平成27年12月9日午後3時15分頃、本市健康推進課職員が運転する市有軽四貨物自動車が、市道今治駅天保山線において、市道旭町日吉線との交差点（今治市南宝来町一丁目6番地6先）を赤信号に気付かず直進したところ、右方面から同交差点に進入してきた相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損し、相手方が負傷した。

3 損害賠償額

支払額 1,101,769円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年 2月17日

今治市長 菅 良 二

記

1 和解の相手方

- 2 事故の概要 平成28年12月 8 日午後 6 時45分頃、農道（今治市吉海町本庄96番地先）において、本市北消防署大島分署職員が起座位にてストレッチャーに乗せ搬送中の相手方を同ストレッチャーから落としてしまったため、相手方が右頭部等を負傷した。

- 3 損害賠償額 支払額 150,765円